

松江市ガス事業譲渡契約履行状況の確認結果

※令和8年6月30日(譲受者からの報告日)現在。下線部は、再掲について、掲載する「項目」に応じて記載内容を変更している箇所を示す。

項目	No.	事業譲渡契約に基づく確認事項	令和8年度(譲渡後)確認結果※
1.顧客サービス	1	・原料ガス卸価格(事業者間精算料金を含む。ただし、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並びにそれらの関係法令の改正等があった場合にはこの限りでない。)の上昇による影響を除いて、譲渡日以降5年間、ガス料金(都市ガス、旧簡易ガス、LPガス)が譲渡日の前日時点における譲渡者の水準を上回らないようにすること。ただし、経済情勢が著しく変化した場合にはこの限りでない。	・ガス料金について、ガス供給約款へ事業譲渡前と同一の料金表を定めホームページ上で公表する等の対応が取られており、原料費調整制度による価格変動を除き、料金水準を維持している。 ・「経済情勢の著しい変化があった場合の料金水準の引き上げ」については今のところ予定しておらず、経営努力により料金水準の維持を図ることとしている。
	2	・旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、ガス使用者の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、事業譲渡後当面の間、委託を継続すること。	・事業譲渡前の委託先7者のうち、委託を希望した6者について、業務委託を継続している。また、継続しなかった1者へ委託していたお客様についても、滞りなく別の委託先へ引継ぎを行うことにより、 <u>お客様サービスに影響がないよう対応を行っている。</u>
	3	・市内工事の豊富な実績を有しかつ本ガス事業に貢献してきた松江市ガス事業承認工事業者、準承認工事業者及び簡易内管施工登録店(以下「現承認工事業者等」という。)が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。	・事業譲渡前の工事業者承認制度を承継し、譲渡前と同様の事業者(承認工事業者4者、準承認工事業者5者)を承認するとともに、令和8年度において当該承認工事業者4者へガス工事の発注を計画しており、 <u>お客様サービスに影響がないよう対応を行っている。</u>
	4	・検針業務に関する現委託先の個人又は法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。	・事業譲渡前の全ての委託先(個人12者、法人2者)へ業務委託を継続することにより、 <u>お客様サービスに影響がないよう対応を行っている。</u>
	5	・株式会社松江ガスサービスについて、当該会社への委託を継続するとともに、譲受者へ統合を行う場合においても、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。	・事業譲渡前の当該会社の社員13人について、うち2人は令和7年度末の雇用期間満了をもって退職したが(本人の雇用継続希望なし)、それ以外の社員11人の雇用を継続しており、 <u>お客様サービスに影響がないよう対応を行っている。</u> ・当初計画していた令和11年度までの当該会社の統合を前倒し、令和8年8月1日に当該会社を合併し、全社員の雇用を引継ぐこととしている。

※令和8年6月30日(譲受者からの報告日)現在。下線部は、再掲について、掲載する「項目」に応じて記載内容を変更している箇所を示す。

項目	No.	事業譲渡契約に基づく確認事項	令和8年度(譲渡後)確認結果※
1.顧客サービス	6	・松江市ガス局及び株式会社松江ガスサービスが現在実施しているサービス(開閉栓などのインターネットによる申込受付、料金支払方法の多様化、ガスファンヒーターのレンタル等)を基本として、地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供することにより、ガス使用者の利便性向上を目指すこと。	・事業譲渡前の全てのお客様サービスについて、遺漏なく承継している。 ・令和8年4月1日から電気販売などの新たなサービスを開始している。ガスとのセット販売(割引)等によりガス需要拡大に資するよう、利用者数拡大へ向け、営業活動に努めていただきたい。 ・令和10年4月までの開設を目途としている新設のショールーム兼社屋については、お客様との接点強化の観点から期待が大きいため、滞りなく整備を進めていただきたい。 ・ホームページの拡充等、今後より一層、お客様へ向けたわかりやすい情報発信に努めていただきたい。
	7	・譲渡者とガス使用者との間のガス供給契約を譲受者が承継することにつき、ガス使用者の同意の取得又はその他の必要な手続が譲渡日までに完了していない場合には、これを完了させること。	・ガス供給契約の承継については、原則、手続きを要さず契約上の立場を承継する旨を、事業譲渡前にお客様へ周知しており、特段の手続きは不要としている。 ・一方、LPガスについては、シリンダーの設置状況等がお客様ごとに様々であることから、事業譲渡に合わせ責任分界点等の再確認を目的として、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第14条に基づく書面を再作成することとしている。既にお客様への書面交付・署名依頼を完了し、現在、返信用封筒が未着のお客様に戸別訪問を実施している。
2.地域社会・地域経済への貢献	8	・地元経済界と連携を図り円滑に事業を実施するとともに、地域の発展につながる事業を展開すること。地元雇用の拡大に努めるとともに、ガスの安定供給を通じて地域経済に貢献すること。	・島根県LPガス協会及び本協会松江支部へ入会し、地域事業者との連携を図っている。 ・水郷祭への協賛を通じ、地域の祭りへの支援を行うとともに、市民への認知度向上を図った。 ・令和8年4月の新規採用については、市内学校向けに求人活動を行うなど地元雇用の拡大に努め、計画人員を確保した。結果として地元雇用は少数にとどまったが、新たな雇用は県内外からの移住・定住にもつながり、地域活性化へ貢献している。今後、市内求職者を対象とした就職説明会へ積極的に参加するなど、引き続き地元雇用の拡大に努めていただきたい。

※令和8年6月30日(譲受者からの報告日)現在。下線部は、再掲について、掲載する「項目」に応じて記載内容を変更している箇所を示す。

項目	No.	事業譲渡契約に基づく確認事項	令和8年度(譲渡後)確認結果※
2.地域社会・ 地域経済への 貢献	9	・カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、将来的な都市ガス原料の合成メタンへの転換時には速やかに対応するなど、地域脱炭素推進における先導的役割を果たすよう努めること。	[本項は事業譲渡後の新たな取り組みとなるため、次回(譲渡後1年経過後)以降、確認を行う。]
	10	・松江市の政策(松江市総合計画 MATSUE DREAMS 2030 等)に協調した事業展開を図るとともに、松江市再生可能エネルギービジョンや脱炭素、SDGs の推進などのために連携を図ること。	[本項は事業譲渡後の新たな取り組みとなるため、次回(譲渡後1年経過後)以降、確認を行う。]
	2 (再掲)	・旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、ガス使用者の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、事業譲渡後当面の間、委託を継続すること。(再掲)	・事業譲渡前の委託先7者のうち、委託を希望した6者について、業務委託を継続することにより、 <u>地域経済に影響がないよう対応を行っている。</u> ・業務委託契約の更新に向けては、昨今の経済情勢を考慮し、委託先事業者との十分な調整により、委託料等の合意形成を図っていただきたい。 ・島根県LPガス協会及び本協会松江支部へ入会し、地域事業者との連携を図っている。
	3 (再掲)	・市内工事の豊富な実績を有しかつ本ガス事業に貢献してきた松江市ガス事業承認工事業者、準承認工事業者及び簡易内管施工登録店(以下「現承認工事業者等」という。)が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。(再掲)	・事業譲渡前の工事業者承認制度を承継し、譲渡前と同様の事業者(承認工事業者4者、準承認工事業者5者)を承認するとともに、令和8年度において当該承認工事業者4者へガス工事の発注を計画しており、 <u>地域経済に影響がないよう対応を行っている。</u>
	4 (再掲)	・検針業務に関する現委託先の個人又は法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。(再掲)	・事業譲渡前の全ての委託先(個人12者、法人2者)へ業務委託を継続することにより、 <u>地域経済に影響がないよう対応を行っている。</u>
	5 (再掲)	・株式会社松江ガスサービスについて、当該会社への委託を継続するとともに、譲受者へ統合を行う場合においても、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。(再掲)	・事業譲渡前の当該会社の社員13人について、うち2人は令和7年度末の雇用期間満了をもって退職したが(本人の雇用継続希望なし)、それ以外の社員11人の雇用を継続しており、 <u>地域経済に影響がないよう対応を行っている。</u> ・当初計画していた令和11年度までの当該会社の統合を前倒し、令和8年8月1日に当該会社を合併し、全社員の雇用を引継ぐこととしている。

※令和8年6月30日(譲受者からの報告日)現在。下線部は、再掲について、掲載する「項目」に応じて記載内容を変更している箇所を示す。

項目	No.	事業譲渡契約に基づく確認事項	令和8年度(譲渡後)確認結果※
3.安定供給・保安等	11	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項に基づき本ガス事業の承継の手続きを行うこと。	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく手続きについては、監督官庁(島根県)との協議の結果、同法第3条第1項の規定に基づき(承継ではなく新規の)事業登録を行うこととなった。当該「液化石油ガス販売事業者登録」手続きについて、事業譲渡日である令和8年4月1日をもって完了している。 ・このほか、関係法令に基づき、LPガス事業の運営に必要な「液化石油ガス保安機関認定」、「保安業務規程認可」等の所要手続きについて、事業譲渡日である令和8年4月1日をもって完了している。
	12	・ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づき、譲渡日の前日までの保安水準を維持又は向上し、安定的にガスを供給すること。	・十分な資格保有者を配置のうえ、関係法令を遵守し、事故等なく安全かつ安定したガス供給を継続している。 ・今後、リース方式(お客様の初期費用軽減)によるガス警報器の普及や、遠隔監視・制御が可能なスマートメーターの導入を検討している。民営化を契機に、より一層保安の質の向上が図られるよう、これらの取り組みを推進していただきたい。
	13	・経年管の更新をはじめとして、将来にわたってガス設備の維持・更新・運用を適切に図ること。	・事業提案時の計画(ガス本支管・供給管について事業譲渡後10年間を目途に全ての経年管を更新する等)に基づき、令和8年度において工事を実施する予定としている。 ・賃金・物価や金利上昇の先行きが見通せない経済情勢に鑑み、設備更新や保安対策等については先延ばしにせず、安全確保と中長期的なコスト抑制との両立に努めていただきたい。
	14	・平常時の災害対策を講じるとともに、災害時の緊急対応及び復旧対策を迅速に実行すること。	・譲受者となる新会社の設立後、伊丹産業グループと同一の災害対策マニュアルを定めるとともに、災害時等において自社対応が困難な場合は、同グループ内で人員・機材の応援を行う体制を構築している。
	15	・残置管に関する地下埋設物照会への回答や他工事の際の立会等について対応すること。また、本事業譲渡後に新たに生じた残置管について、その所有、管理等の一切を負い、その占用可否も含め、各道路管理者へ協議を行うほか、必要が生じた際の撤去・費用負担等の一切に対応すること。	・現在、譲渡者が所有する事業譲渡前の残置管に係る対応は生じていないが、工事等関係者からの要請があれば譲受者が対応を行うこと、また、譲受者が所有する残置管が事業譲渡後新たに生じた場合、適正に手続きを行うことについて、十分に認識している。

※令和8年6月30日(譲受者からの報告日)現在。下線部は、再掲について、掲載する「項目」に応じて記載内容を変更している箇所を示す。

項目	No.	事業譲渡契約に基づく確認事項	令和8年度(譲渡後)確認結果※
3.安定供給・保安等	2 (再掲)	・旧簡易ガス事業及びLPガス事業について、事業譲渡後の原料調達、容器の賃借、配送を円滑に実施するため、ガス使用者の状況を熟知している現委託先が当該業務の委託を希望する場合は、事業譲渡後当面の間、委託を継続すること。(再掲)	・事業譲渡前の委託先7者のうち、委託を希望した6者について、業務委託を継続している。また、継続しなかった1者へ委託していたお客様についても、滞りなく別の委託先へ引継ぎを行うことにより、安全かつ安定したガス供給に影響がないよう対応を行っている。
	3 (再掲)	・市内工事の豊富な実績を有しかつ本ガス事業に貢献してきた松江市ガス事業承認工事業者、準承認工事業者及び簡易内管施工登録店(以下「現承認工事業者等」という。)が引き続き事業を行えるよう、工事業者の承認制度を継続するとともに、現承認工事業者等へ優先的に発注するように努めること。(再掲)	・事業譲渡前の工事業者承認制度を承継し、譲渡前と同様の事業者(承認工事業者4者、準承認工事業者5者)を承認するとともに、令和8年度において当該承認工事業者4者へガス工事の発注を計画しており、安全かつ安定したガス供給に影響がないよう対応を行っている。
	4 (再掲)	・検針業務に関する現委託先の個人又は法人が希望する場合は、引き続き現在の担当地区における検針業務に従事できるよう努めること。(再掲)	・事業譲渡前の全ての委託先(個人12者、法人2者)へ業務委託を継続することにより、安全かつ安定したガス供給に影響がないよう対応を行っている。
	5 (再掲)	・株式会社松江ガスサービスについて、当該会社への委託を継続するとともに、譲受者へ統合を行う場合においても、現社員の雇用が確保されるよう十分に配慮すること。(再掲)	・事業譲渡前の当該会社の社員13人について、うち2人は令和7年度末の雇用期間満了をもって退職したが(本人の雇用継続希望なし)、それ以外の社員11人の雇用を継続しており、安全かつ安定したガス供給に影響がないよう対応を行っている。 ・当初計画していた令和11年度までの当該会社の統合を前倒し、令和8年8月1日に当該会社を合併し、全社員の雇用を引継ぐこととしている。
4.安定経営の確保	16	・譲渡日以降5年間は、①第三者との合併、会社分割、事業譲渡、②株主構成等の重要な変更、③本事業譲渡により承継した譲渡対象資産のうち重要なものの第三者への譲渡を行わないこと。ただし、やむを得ない事由があり、譲渡者と協議の上、その承諾を得た場合はこの限りでない。	・当該条項に該当する行為等は行っていない。
	17	・本ガス事業に従事する譲渡者の職員について、当該職員が譲受者への転籍を希望するときは、その雇用について誠意をもって対応すること。	・旧ガス局に在籍し、かつ、譲受者への転籍を希望した職員全員について、従前の処遇を下回ることなく転籍を受け入れ、雇用を維持している。
	18	・都市ガス事業、旧簡易ガス事業及びLPガス事業に求められる公益性を十分に認識し、法令等に基づく安定供給と安定運営を維持するとともに、経営基盤・経営能力・技術的能力を確保すること。	[本項は事業譲渡後の運営状況(販売量、需要家件数の推移等)の確認を行うため、次回(譲渡後1年経過後)以降、確認を行う。]

※令和8年6月30日(譲受者からの報告日)現在。下線部は、再掲について、掲載する「項目」に応じて記載内容を変更している箇所を示す。

項目	No.	事業譲渡契約に基づく確認事項	令和8年度(譲渡後)確認結果※
4.安定経営の確保	19	・持続可能な経営に必要な技術・事務系職員の確保・育成・活用により、保安水準の維持・向上のための技術を実実に継承するなど、適切な経営体制を整えること。	・令和8年4月1日時点において、事業譲渡決定以降11人を採用(うち5人は事業譲渡後の新卒採用)し、また、本市からの退職派遣職員12人のほかグループ会社からの出向等により、必要な職員を確保している。十分な資格保有者を配置のうえ法定選任者を選任するなど、適切な経営体制を取っている。 ・本市職員の派遣終了後も安定した事業運営がなされるよう、引き続き職員採用及び人材育成を進めていただきたい。 ・令和8年8月1日に合併する株式会社松江ガスサービスの職員についても同様に育成・活用を行うほか、今後のお客様サービス及び保安の質の向上のため、DX(デジタルトランスフォーメーション)を牽引できる高度な人材を確保・育成していただきたい。
	20	・本市ガス事業に関する契約(ガス供給契約を除く。)であって譲渡対象資産に含めないこととなった契約のうち、譲渡日以降に譲受者が当該契約に代わる契約を締結することと決定したものについて、遅滞なく契約を締結すること。	・本市ガス事業の各業務委託契約等について、必要な手続きを完了し、滞りなく業務を進めている。 ・今後、発注を予定している業務についても、提案書類に基づき、地元事業者への発注を基本として、遅滞なく契約を締結していただきたい。
5.その他	21	・提示条件及び提案書類の内容(譲渡日以降の期間に関するものに限る。)を遵守すること。	・提示条件および提案書類の内容及び、適正に履行されており、現在、その支障となる事象や内容変更を余儀なくされるような事象は認められない。
	22	・この契約及び提案書類の内容の履行状況、その他譲渡者が必要と認める事項につき、譲渡者の請求に応じ、報告書及び関連資料を提出すること(ただし、譲渡日以降3年間に限る。)	・譲渡者の指定する期日までに報告書及び関連資料を提出し、その後の追加確認等に対しても誠実かつ遅滞なく対応を行った。 ・事業譲渡契約書に定めた報告期間(譲渡日以降3年間)については、譲渡者譲受者協議の結果、料金水準の維持期間に合わせ「譲渡日以降5年間経過後までの間」に改めることを確認した。